

# おしらせ

当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。

当薬局は、1310品目の医薬品を備蓄しています。

当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。

当薬局は、患者さんの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。

当薬局は、医師の指示がある時は、在宅で療養をされている患者さん宅を訪問して服薬指導等を行います。

緊急時の調剤に対応できる体制(24時間)を整備しています。もし、緊急の調剤を必要とする事態が生じた場合には、下記へご連絡下さい。

当薬局は、ジェネリック医薬品の取り扱いを行っております。

お薬によっては変更が出来ないものもありますので薬剤師までご相談ください。

当薬局は、月曜日～金曜日の19時以降、土曜日の13時以降、年末年始の店舗営業日(12月29日から1月3日まで)

は夜間・休日等加算を請求させていただきます。(日・祝日は除く)

当薬局は、健康相談又は健康教室を随時開催しております。

当薬局は、調剤基本料1を算定しています。

当薬局は、後発医薬品調剤体制加算2を算定しています。

地域支援体制加算2を算定しています。

連携強化加算、かかりつけ指導料、在宅薬学総合体制加算1、無菌調剤処理加算、在宅中心静脈栄養法加算、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算、特定薬剤管理指導加算2を算定しています。

## 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました(自己負担の無い方にも無料で発行致します)。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた薬学的管理に関する点数の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

## 管理運営に関する事項

開設者	株式会社 ぼうしや薬局 代表取締役 松岡 洋平				
許可の区分の別	薬局	許可番号	姫薬第36号		
許可年月日	令和5年4月14日	有効期限	令和5年6月4日～令和11年6月3日		
薬局名称	ぼうしや調剤薬局花北店				
所在地	兵庫県姫路市増位新町1-8-1-101				
電話番号	079-223-1033				
ファックス番号	079-223-2977				
管理薬剤師(個人情報取扱責任者)					
勤務する薬剤師氏名及び担当業務	(調剤・医薬品販売・相談・情報提供)				
勤務する登録販売者	なし				
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	要指導医薬品・第一類医薬品 第二類医薬品(指定第二類医薬品を含む)・第三類医薬品				
当薬局勤務者に関する区別	薬剤師	白衣着用 名札には氏名及び薬剤師と明記しております			
	登録販売者	水色の着衣 名札には氏名及び登録販売者と明記しております			
	その他勤務者	水色の着衣 名札には氏名を明記しております			
営業時間	月・火・水・金曜日(日・祝日を除く) 09時00分～18時30分				
	木曜日 09時00分～17時00分				
	土曜日 09時00分～13時00分				
営業時間外で相談できる時間	なし				
営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間	なし				

営業時間外の相談対応連絡先	079-287-2433(本店)
緊急時・相談時の連絡先	090-5129-8535

### 近隣調剤薬局

ぼうしや調剤薬局 城東店 住所:姫路市城東町五軒屋4-26  
TEL:079-226-0133  
FAX:079-226-0177

	営業時間	月	火	水	木	金	土	日
午前	9:00～19:00	○	○	○	○	○	△	×
午後		○	○	○	△	○	×	×

## 薬の販売制度について

分類及び表示	ご説明	陳列方法	情報提供	対応者	対応者
<b>要指導医薬品</b>	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面を用いて、適正使用のため必要な情報提供を行います	薬剤師	
<b>第1類医薬品</b>	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			相談に応じて、適正使用のため必要な情報提供します
<b>一般用医薬品</b> 〔表示は 第②②類医薬品 とする〕 <b>第2類医薬品</b>	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く) 注)指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です 『してはいけないこと』の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます	薬剤師 または 登録販売者	
<b>第3類医薬品</b>	第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します			

当薬局における一般用医薬品販売制度の運用についてのご不明な点等がございましたら、当該店舗の薬剤師まで御相談をお願いします。

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

## 苦情相談窓口

購入した場所が神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市内の場合	薬局・店舗とも	…薬局、薬店が所在する市の保健所
上記以外の市町で購入	薬局・店舗とも	…薬局・薬店が所在する市町を管轄する健康福祉事務所

ご存知ですか？

健康被害救済制度

医薬品副作用被害救済制度

医薬品を適正な使用目的に従い、適正に使用したにも関わらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合、医療費等の諸給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度です。

対象は、昭和55年5月1日以降に使用した医薬品によって発生した副作用による疾病、障害、及び死亡です（ただし、救済の対象となる種類の医薬品や場合もあります）。

生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品を適正に使用したにも関わらず発生した感染等による健康被害者に対して各種の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度です。

対象となる健康被害は、平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品が原因で感染等による疾病（入院を必要とする程度のもの）、障害（日常生活が著しく制限される程度のもの）及び、死亡です。感染後の発症予防のための治療や2次感染者などのうち、給付要件に該当するものも救済の対象となります。

※健康被害救済制度については・・・・・・

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

☎ 0120-149-931